

窓口相談に来られた方へ

令和6年度 給水要望工事の実施に関わるお願い

日頃から当市水道事業につきましてご理解ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
令和6年度における給水要望工事について、お知らせいたします。

令和5年度から引き続き、国から通達されている、建設業における働き方改革促進関連の各法令に基づき、建設業者において適正な工期確保が可能な形で工事を実施させていただきます。
また、注意事項も併せて記載いたしますので、一読の上ご留意をお願いします。

1 要望書受付から給水開始までに必要となる期間及び同年度内給水開始受付期限

(※令和6年4月1日以降に受付したものに適用されます。)

- ・給水開始は、原則として、要望種別により、以下に掲げる期間を見込んでください。ただし、下記【注意事項】②の各号に該当する場合は、この限りではありません。

○一般要望(個人住宅等)・・・要望書受付日から最大4ヶ月

●集合要望(店舗、賃貸住宅、分譲等)・・・要望書受付日から最大5ヶ月

※令和5年度から内容に変更はございません。

《令和6年度内に給水開始ができる条件》

以下2点の条件をいずれも満たす場合、令和6年度内に給水開始が可能となります。

- ・ **令和6年10月15日(火)までに上下水道部が要望書を発行したもの**
(要望書は、必ず担当課窓口にて交付を受けてください)
- ・ **令和6年10月31日(木)までに上下水道部にて受け付けを完了させたもの**

※上記条件にかかわらず、要望提出可能な状況となり次第、早期の要望書提出をお願いします。

【注意事項】

- ①本制度は、要望地において継続的に居住または勤労する人に飲用水を供給する主旨の制度です。
そのため、散水栓のみの利用や工事用水の確保目的、仮設建築物への給水等を理由とする場合、要望書を受け付けいたしかねますので、予めご了承ください。
- ②以下の場合は給水希望時期に沿えない場合や要望書の受付ができかねる場合があります。
 - ・ 工期について、上述の必要期間及び受付期限に沿えない場合
 - ・ 協定の締結や、負担金納付が遅れた場合
 - ・ 現場条件により、工事調整及び工事期間が長期となる場合 (外部との調整、道路条件、施工規模など)
- ③工事設計や外部協議に時間を要するものについては、スケジュールに関わらず、受付年度の翌年に工事を実施することになる場合があるため、計画が立った段階で早めのご相談をお願いします。
- ④既設配水管・井戸施設の不具合による給水支障など、現在の居住者が水を使えなくなる恐れのある緊急の件については個別で対応スケジュールを検討しますのでご相談ください。

【裏面へ続く】

2 事前チェックリスト作成について

相談開始から概算資料提示までに要する時間の短縮及び、提示する概算負担金額の精度を高めるため、事前チェックリストの作成をお願いします。

上下水道部ホームページにてデータを掲載しておりますので、印刷及び作成の上、要望相談時に持参してください。
(チェックリストデータはこちらからダウンロード↓)



3 備考

- ・位置指定道路等、民有の道路への工事は2戸以上の要望かつ道路所有者全員の同意が必要となるためご注意ください。

(所有者の同意については、要望者側で交渉を行い、上下水道部で指定した書式を作成のうえ、要望関係資料と共に提出する必要があります)

- ・表面注意事項 ② 3点目の「外部との調整」が必要となる工事につきましては、調整から工事実施に至るまでに要する日数を定めることが困難であるため、相談段階及び要望書提出段階におきましては給水開始時期を確定いたしかねますので、ご承知ください。

- ・要望の受付につきましては、以下問合せ先表に記載した地区ごとの担当課へお越しく下さい。
(※令和6年1月1日の区再編以降も、担当課に変更はございません。)

【問合せ先】

担当地区	担当課(室)・グループ	電話番号
中央区、 浜名区(都田、新都田地区)	水道工事課 管路新設グループ	053-474-7412
浜名区 (浜北、細江、引佐地区)	北部上下水道課 水道整備グループ	053-525-6083
浜名区(三ヶ日地区)	三ヶ日上下水道室	053-524-1119
天竜区(天竜、龍山地区)	天竜上下水道課 水道整備グループ	053-922-0035
天竜区(佐久間地区)	佐久間上下水道室	053-966-0007
天竜区(春野地区)	春野上下水道室	053-983-0005
天竜区(水窪地区)	水窪上下水道室	053-982-0009